

保険料賦課限度額の改定について

平成28年1月28日
運営協議会資料

保険料賦課限度額については、法定限度額の範囲内で保険者が条例で定めることとされています。
平成28年度については、法定限度額が上げられることから、帯広市の賦課限度額について法定限度額に併せて上げようとするものです。

○改定内容

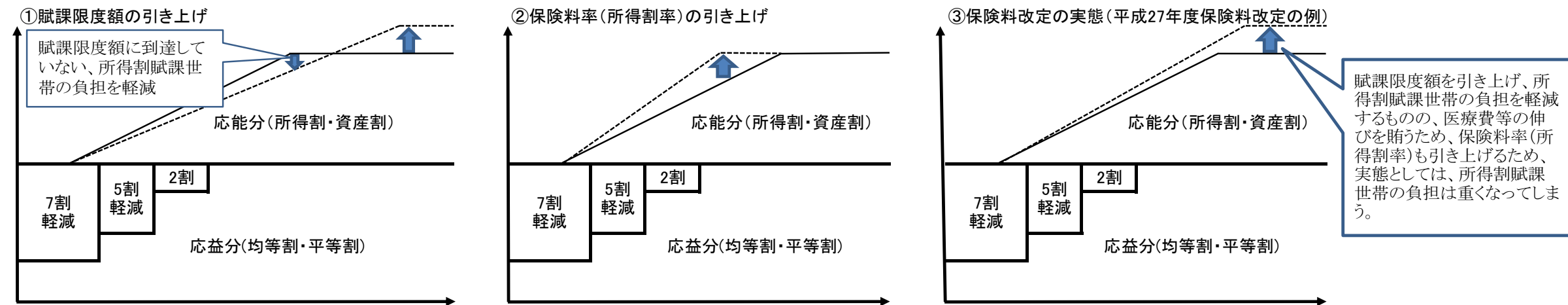
区分	法定限度額			帯広市賦課限度額		
	改定前	改定額	改定後	改定前	改定額	改定後
医療保険分	52万円	2万円	54万円	52万円	2万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	2万円	19万円	17万円	2万円	19万円
介護納付金分	16万円	-	16万円	16万円	-	16万円
合計	85万円	4万円	89万円	85万円	4万円	89万円

○法定限度額改定の考え方(国が平成27年度予算編成時に社会保障審議会に諮問の上、整理した考え方)

国保料の賦課限度額については、被用者保険における『最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%～1.5%の間となるようにする』という法定のルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を上げていく。

年度	項目	全国ベース			帯広市								
		医療	支援	介護	医療			支援			介護		
					割合	全世帯数	超過世帯数	割合	全世帯数	超過世帯数	割合	全世帯数	超過世帯数
H26	法定限度額	51万円	16万円	14万円	51万円			16万円			14万円		
	超過世帯割合	2.83%	2.80%	3.18%	3.88%	25,514世帯	990世帯	3.72%	25,514世帯	949世帯	3.69%	12,894世帯	476世帯
H27	法定限度額	52万円	17万円	16万円	52万円			17万円			16万円		
	超過世帯割合	2.79%	3.04%	2.44%	4.12%	24,466世帯	1,008世帯	3.68%	24,466世帯	900世帯	2.46%	11,962世帯	294世帯
H28	法定限度額	54万円	19万円	16万円	54万円			19万円			16万円		
	超過世帯割合	2.60%	2.47%	2.44%	3.92%	24,466世帯	959世帯	3.18%	24,466世帯	778世帯	2.46%	11,962世帯	294世帯

○賦課限度額引き上げによる影響



○国保料が限度額に到達する所得

平成27年度の保険料率で試算した、限度額到達所得の額は次のとおりとなります。

区分	単身世帯			2人世帯			3人世帯(介護2人)			4人世帯(介護2人)			5人世帯(介護2人)			
	H27	H28	差	H27	H28	差	H27	H28	差	H27	H28	差	H27	H28	差	
医療保険分	540万円	562万円	22万円	512万円	534万円	22万円	485万円	506万円	21万円	457万円	479万円	22万円	429万円	451万円	22万円	
後期高齢者支援金分	601万円	675万円	74万円	572万円	646万円	74万円	543万円	617万円	74万円	513万円	588万円	75万円	484万円	558万円	74万円	
介護納付金分	888万円	888万円	-	838万円	838万円	-	838万円	838万円	-	838万円	838万円	-	838万円	838万円	-	
合計	介護有	601万円	675万円	74万円	572万円	646万円	74万円	543万円	617万円	74万円	513万円	588万円	75万円	484万円	558万円	74万円
	介護なし	888万円	888万円	-	838万円	838万円	-	838万円	838万円	-	838万円	838万円	-	838万円	838万円	-

○道内主要都市の賦課限度額の状況(平成27年度) ※網掛けゴシックが法定限度額未満であるもの

区分	法定	札幌	函館	小樽	旭川	室蘭	釧路	帯広	北見	苫小牧	江別
医療保険分	52万円	52万円	52万円	51万円	51万円	52万円	52万円	52万円	52万円	50万円	51万円
後期高齢者支援金分	17万円	17万円	17万円	15万円	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	14万円	16万円
介護納付金分	16万円	16万円	16万円	13万円	14万円	16万円	16万円	16万円	16万円	12万円	14万円
合計	85万円	85万円	85万円	79万円	81万円	85万円	85万円	85万円	85万円	76万円	81万円

※十勝管内町村は全て法定限度額と同額であるもの。(十勝総合振興局情報提供)